

議案第 86 号

北名古屋市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の一部改正について

北名古屋市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、下水道整備の進展に応じ規定の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市公共下水道区域外流入分担金に関する条例の一部を改正
する条例

北名古屋市公共下水道区域外流入分担金に関する条例（平成23年北名古屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「分担区」という。）」を削る。

第4条中「、次の表に掲げる金額に」を削り、「地積」の次に「に1平方メートル当たり600円」を加え、同条の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。